

報 告

福祉の価値とイノベーションの創発による
福祉システムの共創



令和8年（2026年）1月16日

日本学術會議

社会学委員会

価値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会

この報告は、日本学術会議社会学委員会価値とイノベーションの創発による
福祉システム検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議社会学委員会

価値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会

委員長	和氣 純子	(第一部会員)	東京都立大学大学院人文科学研究科教授
副委員長	金子 光一	(連携会員)	東洋大学常務理事・福祉社会デザイン学部教授
幹事	木下 武徳	(連携会員)	立教大学コミュニティ福祉学部教授
幹事	永田 祐	(連携会員)	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
委員	広井 良典	(第一部会員)	京都大学名誉教授
委員	熊谷 晋一郎	(第二部会員)	東京大学先端科学技術研究センター当事者研究分野教授
委員	秋元 美世	(連携会員)	東洋大学名誉教授
委員	岩崎 晋也	(連携会員)	法政大学現代福祉学部教授
委員	岩永 理恵	(連携会員)	日本女子大学人間社会学部教授
委員	大和 三重	(連携会員)	関西学院大学名誉教授
委員	木原 活信	(連携会員)	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
委員	空閑 浩人	(連携会員)	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
委員	権藤 恭之	(連携会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授
委員	住居 広士	(連携会員)	広島国際大学総合リハビリテーション学部客員教授
委員	竹本 与志人	(連携会員)	岡山県立大学学術研究推進センター長
委員	原田 正樹	(連携会員)	日本福祉大学学長
委員	保正 友子	(連携会員)	日本福祉大学社会福祉学部学部長
委員	持丸 正明	(連携会員)	国立研究開発法人産業技術総合研究所フエロー
委員	山田 あすか	(連携会員)	東京電機大学未来科学部建築学科教授
委員	山野 則子	(連携会員)	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
委員	湯澤 直美	(連携会員)	立教大学コミュニティ福祉学部教授

本報告の作成にあたり、以下の方々にご協力いただいた。

志村 健一 東洋大学福祉社会デザイン学部教授

横山 登志子 札幌学院大学人文学部教授

本報告の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務 郷家 康徳 参事官（審議第一担当）

加瀬 博一 参事官（審議第一担当）付参事官補佐

中島 さやか 参事官（審議第一担当）付審議専門職（令和7年12月まで）

東松 敬宏 参事官（審議第一担当）付審議専門職（令和8年1月から）

要　　旨

1 作成の背景

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、福祉・介護人材の不足とともに、社会的孤立・孤独やひきこもりなど、旧来の福祉システムでは対応困難な課題が増大している。一方、情報通信技術、人工知能（AI）、人間拡張技術等のテクノロジーの発展は、人と人のつながり方を含め、私たちの生活や社会全体のあり様を変容させている。これらのテクノロジーの活用により、生活機能やコミュニケーションの障壁を軽減・除去し、多様な生活ニーズをもつ人々の生活の質やウェルビーイングを高めることが期待されている。本報告は、後述する「福祉の価値」と、新たな視点や仕組みによって社会を変えるイノベーションの創発的関係を踏まえ、新たな福祉システムの共創に向けた可能性と課題を問うものである。

2 現状及び問題点

福祉の価値をめぐっては、多様な視点から議論がなされてきた。例えば、「理念的価値」は時代や文化、人の主観に左右されない価値であり、「制度的価値」は、制度や法律、規則、社会的システムに組み込まれている価値である。制度的価値が重視されるのは、社会福祉が社会の価値判断や関心を背景に、その時々で制度・政策を選択してきた歴史があるからである。また、社会福祉実践は、「究極的価値」と「手段的価値」の基盤の上に知識が構築され、それらを活用して多様な実践方法が展開される。他方、イノベーションをめぐっても、経済成長や効率性といった一元的な評価軸から、持続可能性やウェルビーイングへの関心が高まるなかで、環境、経済、社会、多様性、生活の質等を含む多元的な評価軸への発展が認められる。

福祉の価値、及びイノベーションは、このように多様な視点から議論されてきたものの、これまで両者の関係性が統一的な枠組みで論じられる機会は限定的であった。こうした状況で、例えば先端的テクノロジーが、時として当事者を置き去りにし、新たな差別や排除を生み出すといった、福祉の価値との不整合が生じうる危険性も指摘されている。急速に発展・変化するテクノロジーや社会環境のもとで、多様化、複合化する福祉ニーズに応える福祉システムはどのように創造されうるのか。そのプロセスに、福祉の価値とイノベーションはどのように関与するのか。あるいは、そのプロセスに生じうる課題は何なのか。本報告は、こうした問題関心のもとで、様々な実践分野、政策、理論の枠組みを横断しながら、多層的に展開している福祉の価値とイノベーションの創発の実践と課題を報告する。

3 提案の内容

上記の問題意識を踏まえ、本報告は、福祉の価値とイノベーションの創発が展

開する複数の領域から、福祉システムの構築の可能性と課題について述べる。

第一に、「テクノロジーの活用によるイノベーション」では、イノベーションと福祉社会の関係性の変化について論じた上で、先端的テクノロジーを活用した福祉システム構築の事例を報告する。具体的には、AIの活用による持続可能な社会構想と政策提言の試みや、人に情報技術やロボット技術に基づくシステムが寄り添うことで、人の身体、知覚、認識、コミュニケーション能力の向上を図る人間拡張技術による介護サービスの社会実装の取組を提示する。また、学校に存在するデータから子どもの支援につなげるAIの活用事例を踏まえて、予防的な「福祉と教育」システムの発展可能性について論じる。

第二に、「多様な当事者の参加と包摂によるイノベーション」では、認識論的パートナーとして軽視あるいは排除されてきた多様な当事者の参加と包摂に求められる福祉の価値と、それらに基づく福祉システムの構築を提起する。そこでは、経験専門家である当事者が参画する研究のコ・プロダクションと、その参画を実質化する認識的正義の重要性を示し、相互承認という価値と、支援付き意思決定を含む新しい自立のあり方を、分身ロボットOrHiMeの研究から言及する。さらに、ジェンダー平等と複合的課題を抱える女性への包括的支援を図る「困難を抱える女性への支援に関する法律」の意義を確認しつつ、さらなる制度的基盤の強化について言及する。また、外国人介護労働者の受け入れに関し、制度的対応にとどまらない、意識改革を含めた多文化共生システムの必要性を議論する。

第三に、「空間・地域・制度のイノベーション」では、地域共生という福祉の価値を体現するまちづくりの観点から、地域コモンズの活用や、縦割り型福祉システムを脱却し、包摂型の福祉システムの構築する上で必要な制度横断的で「民」との協働を可能にするガバナンスについて論じる。

これらの議論からは、人間の尊厳、基本的人権、生活保障、差別や格差の解消といった、理念的、究極的ともいえる伝統的な福祉の価値に加え、持続可能性、人間拡張、予防、当事者性、認識的正義、相互承認、支援付き意思決定、参加、ジェンダー平等、多文化共生、地域共生、地域コモンズ、包摂性、制度横断的ガバナンスといった比較的新しい福祉の価値を読み取ることができる。さらに、現代に求められる福祉の価値である社会正義が、資源配分の公正にとどまらず、個人が尊厳をもって生きる力（ケイパビリティ）の保障、及び差別や排除から自由に承認・参加できる条件の保障を含む多元的概念であることを確認する。その上で、このような新しい社会正義にもとづく福祉システムの創発には、必要な財政措置や人的資源の投入に加え、市民や地域への啓発による福祉の価値の理解と共有が重要である点を指摘する。言うまでもなく、創発は、すべての関与者の共創によってこそ実現可能である。また、その推進においては、共創の仕組みを開発・評価し、実装・普及に向けて、学術が果たす役割がより一層重要となる。

目次

1	はじめに	1
(1)	「福祉の価値」とイノベーション	1
(2)	福祉の価値の捉え方	1
(3)	本報告の構成	2
2	テクノロジーの活用によるイノベーション	3
(1)	福祉社会とイノベーション	3
①	「福祉の価値」とイノベーションをつなぐ	3
②	イノベーションをめぐる論点整理—その目的と内容	4
③	持続可能性～AIを活用した社会構想と政策提言～	4
(2)	人間拡張技術が変える介護サービス	5
①	人間拡張技術とは何か	5
②	人間拡張技術の対人サービスの社会実装と価値共創	6
(3)	AI活用とデータ連携で創る予防型「福祉と教育」サービス	7
①	子どもと支援がつながらない問題	7
②	イノベーションを活用した予防型「福祉と教育」システム作り	8
③	子どもへの成果と学校組織の変化	8
3	多様な当事者の参加と包摂によるイノベーション	9
(1)	当事者の声が生み出すイノベーション	9
①	経験専門家である当事者	9
②	コミュニティ基盤参加型研究	9
③	関連概念との比較	9
④	形骸化の回避と認識的正義の重要性	10
(2)	「相互承認」と新しい自立のあり方	11
①	相互承認という価値規範	11
②	新たな価値に基づく自立と意思決定	12
(3)	多様性と包摂による共生を支える福祉システム	13
①	ジェンダー平等を基盤とする福祉システムの必要性	13
②	ジェンダード・イノベーションの有効性	14
③	外国人介護労働者の受け入れと多文化共生	14
4	空間・地域・制度のイノベーション	16
(1)	地域コモンズによる空間・建物・まちづくりと地域共生	16
①	福祉システムとしての空間・建物・まち	16
②	社会構造と非ケア的空间の課題	16
③	地域包括ケア／15分都市／ウォーカブルな空間設計と地域資源	17

④ 民間建物・敷地を地域コモンズとして開く	17
(2) 縦割り型福祉システムからの脱却とガバナンス	18
① 縦割り型福祉システムの課題	18
② 制度横断的なガバナンスの構築	18
③ 制度横断的な民の協働によるイノベーションの可能性	19
④ 地域福祉の政策化と共創による福祉システムの再構築	19
5 おわりに～新たな社会正義にもとづく福祉システムの共創と学術の役割～	20
＜参考文献＞	21
＜参考資料＞ 審議経過	26

1 はじめに

(1) 「福祉の価値」とイノベーション

人口減少・少子高齢化の進展や世帯規模の縮小に伴い、福祉・介護人材の不足とともに、社会的孤立・孤独やひきこもりなど、旧来の縦割り型の福祉システムでは対応が困難な課題が増大し、既存の社会福祉の法制度や実践の限界が指摘されている。一方、情報通信技術、人工知能（AI）、人間拡張技術等のテクノロジーの発展は、人と人のつながり方を含め、私たちの生活や社会全体のあり様を変容させている。これらのテクノロジーの活用により、生活機能やコミュニケーションの障壁を軽減・除去し、多様な生活ニーズをもつ人々の生活の質やウェルビーイングを高めることが期待されている。

本報告は、このようなテクノロジーの活用を含め、新たな視点や仕組みを創造し、社会の変化をもたらすイノベーションを、福祉の価値との関係性から問うものである。福祉の価値とイノベーションの相互作用は、単なる両者の総和にとどまらない新たな福祉システムの創造を生み出すという観点から、「創発」（emergence）という概念で捉える。またここでいう福祉システムは、福祉社会といわれるマクロな社会システムから、一人の個人の生活や活動を支える支援システムのようなミクロな次元まで含むものとする。

(2) 福祉の価値の捉え方

見田宗介によれば、価値とは「主体の欲求を満たす、客体の性能」[1]である。見田は価値には主体的側面と客体的側面があることを示し、定義にあるように「客体の性能」としての側面を強調した。また、主体が多くの客体に対して行う価値判断や意味づけの構造を「価値意識」と呼んでいる。したがって、福祉における価値の創出を論じる際には、制度やサービスといった客体の性能のみならず、それらをいかに評価・意味づけるかという主体側の価値意識との相互作用として捉える必要がある。とりわけ、価値意識は福祉理念と深く結びついており、それは社会が共有すべき福祉のビジョンと位置づけることができる。

また、価値には、主体側の価値意識とは異なる捉え方もある。「価値規範」と表現した方が適切な価値である。そのような価値には、古川哲史がバイエ（A. Bayet）の枠組みを用いて説明したように、「モラル」（morale）（＝「理念的価値」）と「モラリテ」（la moralité）（＝「制度的価値」）がある[2]。「理念的価値」は時代や文化、人の主觀に左右されない価値であり、「制度的価値」は、一般には、制度や法律、規則、社会的システムに組み込まれている価値である。この制度的価値が重視されるのは、社会福祉が社会の価値判断や関心を背景に、その時々で制度・政策を選択してきた歴史があるからである。

さらに、社会福祉の実践理論であるソーシャルワークの領域では、価値は実

践の基盤として位置づけられる。例えば、バートレット(H. M. Bartlett)は、社会福祉実践の共通基盤として「究極的価値」と「手段的価値」を中核におき、その基盤の上に知識が構築され、それらを活用して多様な実践方法が展開されるという図式を示している[3]。ここでいう究極的価値とは、上記の理念的価値に近い普遍的な価値である一方で、手段的価値はその価値の実現に必要な実践を生み出し、支えるものであり、社会のあり方やニーズに即して変化するもので、制度的価値と近似する。

このように、福祉の価値をめぐっては、多様な視点から様々な議論がなされてきた。しかしながら本報告は、これらを俯瞰的、構造的かつ詳細に論じるものではなく、近年、社会福祉の領域で実践されているイノベーティブな取組の事例の中から、新たに創造されつつある福祉の価値を確認し、福祉の価値とイノベーションの創発をめぐる議論を提示することを目的とする。

(3) 本報告の構成

このような前提を踏まえ、以下、本報告は、福祉の価値とイノベーションの創発が展開する複数の領域から、新たな福祉システムの構築の可能性と課題について述べる。具体的には、3つの大きな領域として、「テクノロジーの活用によるイノベーション」「多様な当事者の参加と包摂によるイノベーション」「空間・地域・制度のイノベーション」を取り上げる。

第一に、「テクノロジーの活用によるイノベーション」では、先端的テクノロジーを活用した福祉システム構築の事例を報告する。具体的には、AIの活用による持続可能な社会構想と政策提言の試みや、人間拡張技術による介護サービスの共創、AIの活用によって生み出される予防的福祉システムの発展可能性について論じる。第二に、「多様な当事者の参加と包摂によるイノベーション」では、多様な当事者が、認識的パートナーとして軽視あるいは排除されてきた状況を踏まえ、その参加と包摂を不可欠とする福祉の価値を議論する。はじめに、当事者の声が生み出さイノベーションのあり様を認識的正義の視点から論じた上で、相互承認と支援付き意思決定による新しい自立のあり方に言及するとともに、女性や外国人など多様な人々の包摂と共生の仕組みの創出を提起する。その上で、第三に、「空間・地域・制度のイノベーション」では、地域共生という福祉の価値を体現するまちづくりにおける地域コモンズの活用や、縦割り型福祉システムを脱却し、包摂型の福祉システムの構築に必要なガバナンスについて論じる。

これらの領域における議論からは、人間の尊厳、基本的人権、生活保障、差別や格差の解消といった、理念的、究極的ともいえる伝統的な福祉の価値に加え、持続可能性、人間拡張、予防、当事者性、認識的正義、相互承認、支援付き意思決定、参加、ジェンダー平等、多文化共生、地域共生、地域コモンズ（資

源や空間などの共有資源を共同管理する仕組み)、包摂性、制度横断的ガバナンス、といった福祉の価値を読み取ることができる。そして最後に、現代に求められる福祉の価値である社会正義が、資源配分の公正にとどまらず、個人が尊厳をもって生きる力 (capability=ケイパビリティ) の保障、及び差別や排除から自由に承認・参加できる条件の保障を含む多元的概念であることを確認する。その上で、福祉の価値とイノベーションの創発による福祉システムの構築が、当事者を含めたあらゆる関係者との共創によって成しえることを指摘し、その仕組みを開発・評価し、実装・普及に向けて、学術が果たす役割の重要性を提起する。

2 テクノロジーの活用によるイノベーション

(1) 福祉社会とイノベーション

① 「福祉の価値」とイノベーションをつなぐ

福祉の価値については、「1 はじめに」で述べたように多様な視点から様々な議論がなされてきた。一方、それがイノベーションとどのように関係するかについては、両者が互いに異なる文脈において論じられ、この両者の関係性を考えたり、両者を統一的な枠組みの中でとらえたりする試みは非常に少なかった。福祉の領域は弱者救済や社会保障制度等をめぐる話題群に関するもので、他方、イノベーションは科学技術や経済活力、国際競争力等をめぐる話題群に関わるものであり、互いの接点はほとんどないと考えられてきたのである。

しかしながら、高齢化の進展や人々の孤立・孤独、コミュニティの希薄化、少子化、経済格差の拡大等々、福祉がカバーする課題や領域が社会の中で大きく広がり、またイノベーションについても、例えば「ソーシャル・イノベーション」や新たな社会的課題解決のための科学技術のあり方など、その意味内容や対象とする課題が拡大する中で、福祉とイノベーションとは互いに関係し合う場面が増えている。したがって伝統的及び現代的な「福祉の価値」の視点からイノベーションを総合的な視座の中でとらえ、新たな展開を進めていくことが重要になっている。

例えば北欧のフィンランドは、福祉国家として知られると同時に、情報関連技術等を含めてイノベーションの活発さにおいても定評がある。そのフィンランドにおいては、「すべての市民に対する社会保障、無料の学校教育等によつてもたらされる市民のしあわせと社会の安定は“特許のないイノベーション”」であり、「福祉社会と競争力は互いにパートナー」という理念が提起され、それを受けた具体的な政策展開が行われている[4]。まさに福祉ないし福祉社会とイノベーションとが統合的な枠組みにおいて把握され、それを踏まえたシステムづくりが進められているのである。

② イノベーションをめぐる論点整理—その目的と内容

こうしたテーマを考えていくにあたっては、上記のフィンランドでの議論でも示唆されているように、イノベーションという言葉ないしコンセプトを時代の文脈に応じて再吟味していくことが重要であり、それには次のような二つの側面があると考えられる。

第一は「何のためのイノベーションか（イノベーションの目的）」という話題に関するものである。すなわち従来はイノベーションの目的は概して経済成長（GDP 増加）、競争力、効率性等といった「一元的な価値軸（評価軸）」に関わるものだったが、近年では持続可能性やウェルビーイングといったテーマないし価値への関心が高まる中で、環境、経済、社会、多様性、生活の質（QOL）等を含む「多元的な価値軸（評価軸）」がイノベーションの目的や評価を考える上でもきわめて重要となっている。

第二の側面は、イノベーションの中身ないし内容に関するものである。イノベーションに関する代表的な著作がシュンペーターの『経済発展の理論』やドラッカーの『イノベーションと起業家精神』等、経済領域のものであったことにも示されるように、従来のイノベーション論は経済的・技術的イノベーションに関するものが中心であった。これに対して近年においては、それらに加えて先述のソーシャル・イノベーションや地域ないしコミュニティレベルでのローカル（コミュニティ）・イノベーション、社会システム等のデザイン、ブリコラージュ（日曜大工的な創意工夫）など、イノベーションがより広範な内容を含意するようになっている。

③ 持続可能性～AI を活用した社会構想と政策提言～

いずれにしても、現在様々な領域で展開しているイノベーションを、福祉ないし福祉社会の質の向上に活用していくことが重要であるが、その一例として、広井良典が日立京大ラボと実施した「AI を活用した社会構想と政策提言」に関する共同研究がある。これは 2050 年に向けて日本社会が持続可能で望ましい姿を実現していくためにはどのような対応が必要かを明らかにするために、独自に開発した AI 技術を活用して行ったものである[5]。

ここでは日本社会の現在そして未来にとって重要と考えられる、人口、高齢化、経済、コミュニティ、環境等に関する約 150 個の社会的指標についての因果連関モデルを作成し、上記の AI 技術を用いたシミュレーションにより 2050 年に向けた 2 万通りの未来シナリオを導き出し、その結果を分析し評価した。評価にあたっては、人口、財政・社会保障、都市・地域、環境・資源という持続可能性に関する指標群と、雇用、格差、健康、幸福という 4 つの観点に関する指標群に注目した。シミュレーションの結果、日本社会の未来において、東京一極集中に象徴されるような「都市集中型」か「地方分散型」かが最も本質的な分岐であることが明らかになった。人口・地域の持

続可能性や健康、幸福、格差等の観点からは地方分散型が望ましく、そのシナリオに向かうためには、再生可能エネルギーの活性化、まちづくりのための地域公共交通機関の充実、地域コミュニティを支える文化や倫理の伝承、住民・地域社会の資産形成を促す社会保障等の政策が重要であることが示されたのである。

本研究（政策提言 AI）については、2017 年以降、長野県、文部科学省、真庭市、福山市、兵庫県、岩手県、山口市、宇都宮市等の自治体・政府機関等と同様のシミュレーションや共同研究等としても実施され（多くは各自治体等のホームページ上で閲覧可能）、さらに内容を充実させる必要があるものの、イノベーションが福祉社会の構想や実現に寄与する事例といえる。

(2) 人間拡張技術が変える介護サービス

① 人間拡張技術とは何か

人間拡張技術とは、人に情報技術やロボット技術に基づくシステムが寄り添うことで、人の身体、知覚、認識、コミュニケーション能力を向上させる技術を意味する。ここで寄り添うとは、これらのシステムがパートナーとして人に近接して働く、さらには、人がシステムを身に付けて使用することである。人間拡張技術は人と環境をセンシングする技術と、そのデータをデジタルヒューマンと呼ばれるコンピュータ内の人間モデルを用いて人の状態因子に変換する技術、その状態因子に応じて人に介入することで人の能力を向上させる技術からなる[6]。

人間拡張技術にはロボット技術によって身体能力を増強するだけでなく、仮想空間を活用して遠隔化する技術も含まれる。一例として、リハビリテーションを継続する利用者が理学療法士などの施術者がいる医療機関に通院することが難しい状況を想定し、利用者が自宅に居たままで上肢のリハビリテーションを遠隔施術する遠隔リハビリテーションの研究がある[7]。医療機関には担当の理学療法士がおり、理学療法士は利用者の代わりにロボットに手を添えて施術をする。理学療法士は VR ゴーグルをつけ、ロボットの居る場所に個別の利用者の姿が見えている。利用者は自宅に居て、独自開発のセンサウェアを身に付ける。センサウェアは利用者の上肢の動きをセンシングして医療機関のロボットに伝送し、再現する。また、理学療法士が利用者の代わりとなるロボットに触れた場合、その触れた箇所がセンシングされ、自宅に居る利用者のセンサウェアに振動と熱が伝えられる。利用者も VR ゴーグルをつけており、隣に担当の理学療法士が居るよう見え、その方向から理学療法士の声が聞こえている。ここに、触覚と温熱が同期して伝えられると多感覚（マルチモーダル）提示によって高い臨場感が得られる。実際に開発したシステムで遠隔リハビリテーションを実施し、有効性を検証した。単に遠隔化するだけでなく、利用者の運動の上達を利用者自身が

気づかない範囲で誇張して提示することで、利用者のリハビリテーション継続意志を向上させる試みも行い、有効性を確認した。

このように人間拡張とはロボット技術やバーチャルリアリティを活用して、人間の能力を増強するものであり、それも単に一時的な増強にとどまらず、このリハビリテーションの事例のように恒常的な増強を支援することを指向している。AI やロボット技術を活用するが、それによって人を代替、完全自動化してしまうのではなく、あくまでも有人作業を前提として、その作業に関わる人の能力を拡張することで、作業の品質を損なうことなく効率的に行えるようにするものである。製造や物流などモノの変化を目的とする作業では、AI やロボットによる完全自動化が望ましいが、接客や福祉、介護、医療などの対人サービスでは提供者と利用者のインタラクションが重要であることが多く、完全自動化よりも人間拡張技術が適している。特に、高齢化で利用者が増え、少子化でサービス提供者が不足する介護サービスにおいては、品質を下げることなく効率化を図る手段として有効である。

② 人間拡張技術の対人サービスの社会実装と価値共創

人間拡張技術を、介護をはじめとする対人サービス分野に適用していくとする場合、センシング、デジタルヒューマン、介入という工学的技術を研究開発するだけでなく、それを社会実装するためのサービス学、デザイン学の取組が不可欠である。サービス学においては、利用者、提供者、社会の価値を測る技術や、それを偏ることなく向上させるように人間拡張技術を導入した上で新たなサービスプロセスをデザインする方法論が必要となる。また、このサービスを社会実装するには、開発者、提供者、利用者はもちろん、制度設計を担う人、自治体なども含めた協力と価値共創の体制が必要であり、これを担うエコシステムデザインの研究も重要である。例えば産業技術総合研究所（産総研）では、サービス工学やデザイン学の研究者が中核となって、技術を社会実装することに関わるステークホルダーを研究開発当初から巻き込んで、新たなサービスプロセスデザインに参加してもらったり、研究成果をいち早く体験してもらい意見をフィードバックしてもらったりするようなリビングラボの仕組みを構築している。

特に、介護分野におけるテクノロジー（以下「介護 Tech」という。）導入については、人間拡張技術以外にも様々なロボット技術や情報支援技術が開発、市販されているにもかかわらず、それが現場において十分に継続活用されていないという課題がある。産総研では、介護関係の有識者からなる委員会を組織し、そこで、介護 Tech を導入する際の課題の調査、問題の整理を行った[8]。さらに、それらの問題整理に基づいて、品質を下げることなく効率化を図る手段として介護 Tech を継続的に活用するための導入ガイドラインを取りまとめた。

そのガイドラインでは、①導入目的の明確化、②対象者像の明確化、③業務の妨げにならないこと、④機器の事前確認、⑤安全性の事前確認、⑥使用環境への適合性の確認、⑦職員の受け入れ準備（心理的側面を含む）、⑧介護 Tech 利用に関する教育体制の整備の 8 つの観点を挙げている。これらの 8 つの観点は、(1) 内的・外的要因、(2) 対象者ケアのプロセス・環境、(3) 対象者・職員の 3 つの軸に分けて整理できる。委員会ではこの観点に基づくチェックリストを整備し、公開した[8]。介護 Tech 導入前にこのチェックリストを確認することで、介護 Tech が現場に適切に導入され、継続活用されていくものと期待される。

(3) AI 活用とデータ連携で創る予防型「福祉と教育」サービス

① 子どもと支援がつながらない問題

コロナ禍以降、学校へ行きづらい子どもが 30% となり[9]、不登校の児童生徒数の前年度比の増加率は平成 25 年度～29 年度まで 10% 未満で推移しているのに対し、令和 3 年～5 年度の増加率はいずれも 20% を超えている[10]。また、中高生の自殺が急増し[11]、これまで潜在化していたヤングケアラーなどの課題が表出するなど、子どもを取り巻く社会的課題は新たな段階に入りつつある。しかし、児童相談所等の福祉機関や福祉制度の利用は申請主義であるため、これらの問題が明確に顕われてから、ようやく起動する。児童相談所が相談を受け対応を行う子どもの人数は、児童生徒全数の 1～2 % 程度に過ぎない。また、子どもの貧困率は、2021 年 11.5%[12] と報告されているが、その中でも就学援助を受給していない世帯は、コロナ禍以降倍増している[13]。さらに、子ども食堂等の地域資源の利活用率は、経済状況にかかわらず全国調査で 2.3%～3.6% であった[14]。

これらの数値は、就学援助がターゲットに届いていないこと、子どもの貧困対策にも位置付けられている子ども食堂等の支援が届いていない子どもが多数存在していることを示す。この背景には、一つは支援を提供する地域資源の不足、もう一つは支援の必要な子どもと地域資源のマッチングの仕組みが存在しないことが考えられる。とりわけ後者については、山野則子が開発した「学校版スクリーニング」[15]の仕組みの普及が解決策になると考えられる。日本の乳幼児期保健システムでは、全数把握と健康診断を通じて、医師、保健師、公認心理師栄養士などが専門的視点から、健康面のみならず親の養育面なども含め幅広く確認し、早期発見、支援につなぐ仕組みが機能しているが、就学後の時期には、全数把握から多様な視点による早期発見、支援につなぐ仕組みが制度化されていない。学校版スクリーニングとは、乳幼児期保健システムのような機能を学齢期の子どもにも提供する社会システムを、すべての子どもを把握できる学校をベースに、実装すること

を目指す試みである。もっとも、学校には、クラスの児童生徒には担任教員が責任を持つ個別の文化風土／専門機関や地域資源についての知識不足／教員の扱い手不足による職場環境の劣悪化などの課題があり、単に学校版スクリーニングの概念と仕組みを持ち込んでも、簡単には機能しない。

② イノベーションを活用した予防型「福祉と教育」システム作り

そこでポイントとなってくるのは、テクノロジーを活用し、学校を一つの閉じたシステムから、社会システム全体の中に位置付ける、開かれたアクターとして再定位していくイノベーションを図ることである。その際まず着目すべきは、学校に存在する子どもたちに関する膨大なデータである。学校には、遅刻や忘れ物、保健関係など子どもに関するデータが多く存在している。これらは、現在の社会システムの中では、他の機関が持つえない質と量がある一方、ほとんど利活用されていないという課題がある。予防的福祉の観点から特に重要なのは、前述したように、支援を必要としているが支援につながっていない子どもたちを発見するためのデータ活用である。学校内に散在するデータを集約・活用することで、学校内での業務負担を軽減し、さらにはデータを学校外の諸機関に連携させ、社会全体として子どもの支援に手が届くようにすることが必要である。

このように、テクノロジーの有効活用によるイノベーションの創発（社会システム全体に開かれた学校）により、予防的な「福祉と教育」システムの構築という、これまでとは量的・質的に一線を画す課題に、解決の糸口が見えてくる。その第一歩として、「YOSS (Youngsters' Obstacles Screening System) クラウドサービス」というスクリーニング・システムの開発・活用を実現し[16]、2023 年度グッドデザイン賞としてイノベーションの評価も得ている[17]。

③ 子どもへの成果と学校組織の変化

実際に、YOSS に関する研究の結果、福祉的な課題やリスクを抱える子どもへの対応について、教師だけの判断では教師の抱え込みが改善されなかつたが、AI 技術を搭載したクラウドを利用することで、リスクを見過ごし行動化する子どもの減少、地域資源の活用の増加など変化が見られている。子ども自身についても、AI クラウド導入後、半年で新規不登校がゼロになる学校が出現し、遅刻率の好転、就学援助制度の利用の増加、不登校の改善などが報告されている[18]。また、学校が地域と連携した事例、例えば校内委員会や地域連携会議にスクールソーシャルワーカー (SSW) を配置した学校では、不登校の改善率が上がっている[18]。

3 多様な当事者の参加と包摂によるイノベーション

(1) 当事者の声が生み出すイノベーション

① 経験専門家である当事者

障害者などのマイノリティ市民は、長年、研究対象者や研究成果の利用者といった受動的な位置に置かれ続けてきたが、自らの経験を通じて、何が自分たちにとって重要な事柄なのかについて固有の知識を持つ存在でもある。そのような知識を持つ人々を、経験専門家 (experts by experience) と呼ぶことがある。近年、日本医療研究開発機構 (AMED) や科学技術振興機構 (JST) 等が推進している「研究への患者・市民参画 (PPI)」や、サービスの利用者こそがサービスをデザインするのに最適な人材であるという原理を研究活動に展開した「研究のコ・プロダクション (co-production of research)」は、研究という営みをアカデミアが独占するのではなく、経験専門家である多様な市民と協働して行おうという取組である。

② コミュニティ基盤参加型研究

こうした市民参加型の研究を考える上で、コミュニティ基盤参加型研究 (CBPR) の歴史と実践は参考になる。CBPR は、研究者と地域社会のステークホルダーが研究の全過程にわたり対等なパートナーとして協働し、知識の創出と社会変革を両立させるアプローチである[19]。CBPR は北半球型の実用的問題解決志向 (アクションリサーチ) と、南半球型の解放的・批判的アプローチ (参加型アクションリサーチ) の流れを統合しつつ発展してきた[20]。

現代的な CBPR の枠組みは 1990 年代に公衆衛生分野で確立され、地域の健康格差是正やマイノリティのエンパワーメントのための研究手法として注目を集めている[21]。従来の研究に内在した知の所有や権力関係の偏りへの批判から生まれた経緯もあり、CBPR は学術知と当事者の知を融和させつつ、研究そのものを社会的公正の推進手段と位置づける思想に根ざしている[20]。

③ 関連概念との比較

CBPR と関連する概念として、研究のコ・プロダクション (co-production of research) 及び患者・市民の関与 (PPI: Patient and Public Involvement) が挙げられる。いずれも研究主体の多様化や当事者参加を重視するアプローチだが、その歴史的背景や強調点に違いがある。

コ・プロダクションとは本来、サービス生産において、利用者と提供者が対等に協働して価値を生み出している／産み出すべきとする考え方だが、研究の文脈ではサービスというより知識の共同生産を指す。具体的には、研究者と現場の当事者 (患者、市民、行政担当者など) が対等に協働し、研究課題の定義からデータ収集・解釈・成果物作成までを一緒に行うことを意味

する[22]。

一方、PPI は主に英国の医療・保健分野で発達した概念で、研究プロジェクトに患者や一般市民を計画段階から組み入れ、意見を反映させる仕組みを指す。また PPI では、当事者の参加の度合いが相談 (consultation)、協働 (collaboration)、当事者主導 (user-led) の 3 段階に区別されている[23]。つまり、研究者が主導し、当事者は研究者が望む範囲とタイミングで相談をされるだけにとどまる従来型の当事者参画も、PPI に含まれることになる。

④ 形骸化の回避と認識的正義の重要性

マイノリティ当事者の中でも、例えば精神障害者など、自分たちの経験やニーズを言葉にするために不可欠なコミュニティ（後述する認識論的コミュニティ）を形成する機会を剥奪されてきた人々は、CBPR に先立って当事者コミュニティの構築段階を必要とする。そのことに無自覚なままで、ただ単に当事者個人を協働のテーブルに招けば CBPR や PPI、コ・プロダクションが成立すると考えることは、形骸化をもたらす。例えば当事者参画を謳った研究プロジェクトの議事録を分析した研究によると、当事者の参画が形式的かつ象徴的なものにとどまっているという報告がなされている[24]。加えて、当事者の発言や知識に十分な正統性が与えられておらず[25]、当事者は協働して知識を産み出す認識論的パートナーとして軽視されていることが指摘されている[25][26][27]。特に、スティグマが強い精神障害の領域ではその傾向が高い[28][29]。

精神障害者などのマイノリティ当事者が構造的に認識論的パートナーとして軽視されている状況を表す構成概念の一つが、哲学者ミランダ・フリッカー (M. Fricker) が提唱した認識的不正義 (epistemic injustice) である[30]。この不正義は、偏見ゆえに当事者の証言が信用されない「証言的不正義 (testimonial injustice)」と、経験を表す概念やフレーズが社会に流通しておらず、それを新規に発明する認識論的コミュニティ (epistemic communities) からも周縁化されている「解釈的不正義 (hermeneutical injustice)」の 2 つに分類される。特に、認識論的コミュニティの概念は、当事者の知識というものが、単に個人的な経験に基づくものではなく、類似した経験を分有する多様な当事者の視点を共有し、そこから知識を抽出する集団的なプロセスを通じて構築されるものであることを意味する。

フリッカーは、証言的不正義に手を染めないために必要な、聞き手が自らの偏見を自覚・修正し、話し手に適切な程度の信用性を与えようとする聞き手の徳（証言的正義）と、解釈的不正義に手を染めないために必要な、社会に流通する解釈資源（概念やフレーズ、知識など）が権力を持つ人々に有利なものに偏っていることを自覚し、新たな解釈資源の創出に努めようとする徳（解釈的正義）について記述した。

通常、真理 (truth) や信実性 (truthfulness) を担保するための「知的徳 (intellectual virtue)」と、不正義な状況を是正するために必要な「倫理的徳 (ethical virtue)」は区別されることが多い。しかし注目すべき点は、フリッカーが証言的正義と解釈的正義を、信用性の不適切な配分をもたらす偏見を是正し、より良い概念を考案することで真理や信実性を担保すると同時に、他者を公正に扱うことで倫理的目的も達成するという意味で、知的徳と倫理的徳の「ハイブリッドな徳」と捉えている点である。

(2) 「相互承認」と新しい自立のあり方

① 相互承認という価値規範

前節では、マイノリティ当事者が認識論的パートナーとして構造的に排除される認識的不正義について言及したが、本節では、その不正義を「相互承認」という価値規範から検討してみたい。現在、日本の社会では、一元的に拡大・成長を目指すことよりも、私たちの暮らしを豊かで幸せにするためのイノベーションが求められている。またそのベクトルは、すべての「いのち」を大切にする社会、さらに言えば、「すべての生命（いのち）を尊重し、その価値を認め合う社会」に向いている。そのため、AI をはじめとする科学技術の発達とともに、様々な領域で新たな価値意識の創造が始まっているが、その基盤は、明らかに（環境やウェルビーイングなど）多元的な価値軸に基づいている。

A. ホネット (A. Honneth) は『承認をめぐる闘争』(2003) の中で、G. W. F. ヘーゲル (G. W. F. Hegel) と G. H. ミード (G. H. Mead) の理論的枠組みを踏まえて、「相互承認」 (mutual recognition) の形式を「愛」「法（権利）」「連帶」の3つに区分している[31]。「愛」は、「相互承認の特別なモデルの基礎にある相互行為の関係」であり、「法（権利）」は、「他我と自我が互いに法的な主体として尊重しあう関係」であり、「連帶」は、「主体が、相互に対照的な立場で価値評価し…、異なった生き方にたいして互いに共感を抱くような相互行為の関係」である。これらの承認が欠けると、個人のアイデンティティが脅かされ、精神的・社会的な問題を引き起こすため、それを克服するために、「承認をめぐる闘争」が行われる。ホネットは、この闘争が社会構造を変える可能性を有していることから「間主観的な承認モデル」、すなわち、他者との相互主観的な関係性の中でお互いが認め合うことを重視するモデルを示している。

このように多元的な価値軸を基礎としてホネットの承認論を検討すると、多様な差異を包摂し、その間の対話的関係を構築するための場の設定、及びその協同性のあり方を探究することの重要性が浮き彫りになる。そしてその過程では、これまでの権利や価値基準としての承認論の枠組みを超えて、

当事者に寄り添い、相互理解をより一層促進する相互承認を新たな価値規範として位置づけ、再評価することが求められる。

② 新たな価値に基づく自立と意思決定

1990年代後半から、自立支援がブームとなり、自立も自立助長の延長線と考えられるようになり、就労の実現こそが福祉と考える傾向も生まれた。その一方で、重度の身体障害者たちの自立生活運動の中で模索されてきたものは、必ずしも既存の労働市場への参加だけではなく、自分の生活の主体は自分であること社会に訴えるものであった。それは自立が欠如した存在として見なされてきた重度の障害者たちが、自分たちにも「意思」があることを示して、自分の生活を自由に決められる権利を取り戻すための活動であった。

自助は、必要に応じて社会資源・サービスを活用し、自らの暮らしに責任を持ち、できることを工夫していくという広い意味で捉えなければならない。就労=自助という限定的な考え方では、病気や障害、社会的困難などで就労が困難な人々を切り捨ててしまう危険性がある。就労だけに軸足を置いた自助論ではない新たな価値規範に基づいた自立支援の展開として期待されているものの一つが、「支援付き意思決定(supported decision making)」である。そこには、日常生活や社会参加において意思決定していくことの重要性がみられる。

その一例として、今日、難病や障害で外出困難な人びとが分身ロボット「OriHime」を遠隔操作し、カフェで接客を行ったり、学校生活に参加したりする実践が進んでいる。その実践のキー概念は「入り込む」である。難病や障害で外出が困難な当事者（パイロット）が自己を OriHime に入り込ませる。これはパイロットが主体として客体（ロボット）を操作するのではなく、ロボットと一体化し、新たな身体感覚を獲得する現象である。「入り込む」プロセスにおいて、外出困難などの「多面的な困難性」と、それでも社会と関わりたいという「多面的な現実願望（ストレングス）」が、パイロットを「入り込む」行為へと導いていく。この経験を通じて、パイロットは微細な身体運動のコントロール能力を取り戻したり、自宅以外の居場所を獲得したりするなど、多面的な価値を獲得している。ここでの OriHime は単なるツールではなく、当事者そのものであり、周囲もそのように認識している。この相互承認を促進する「場」の設定こそが重要である[32]。

これまで重度の身体障害者は、援助を受ける立場に置かれ、受動的な生活を余儀なくされてきた。しかしこの事例のようにテクノロジーを駆使し、これらの領域に知識のある支援者から支援を受けて意思を決定し、テクノロジーを介してその意思を表出していくことは、新たな自立のあり方を提示している。これまでの代行決定的な支援からの脱却を標榜する「支援付き意

思決定」の理念は、形式的な制度改革を超えて、相互承認に基づいた実質的な包摂と、すべての人が自分の生き方を自由に決められる社会の実現を目指す試みといえる。

(3) 多様性と包摂による共生を支える福祉システム

① ジェンダー平等を基盤とする福祉システムの必要性

2015年に開催された「国連持続可能な開発サミット」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めたアジェンダが採択された。その中で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが目標の1つとして明確に掲げられ、日本においても重要な政策課題として認識されている。とりわけ、「すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃」、「人身売買や性的搾取・その他の搾取など、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力の排除」、「公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに世帯・家族内における責任分担を通じた、無報酬の育児・介護や家事労働の認識と評価」、「政治、経済、公共分野のあらゆるレベルの意思決定における、完全かつ効果的な女性の参画と平等なリーダーシップ機会の確保」、「性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスの確保」など、SDGsで示されたターゲットは、日本社会におけるジェンダー不平等の是正の指針として重要である。

SDGsが掲げるこれらの目標は、国際的な合意にとどまらず、社会福祉政策や実践の方向性とも密接に関わっている。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義では、人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や特権といった構造的障壁の克服が目指されている。この理念は、福祉システムの根幹に位置づけられるべきものである。

しかし、日本の福祉システムは、ジェンダー平等の実現を中心核に据えて設計・運用されているとは言い難い現状がある。つまり、日本の社会保障制度は「男性稼ぎ主」型のモデルを基盤としており、制度設計段階から女性の無償ケア労働への依存を前提としてきたため、女性の経済的自立を長期にわたり阻害してきた[33]。さらに、日本の家族制度では、強固な家族規範が依然として根強く残り、人々のジェンダー平等意識の醸成や制度変革の障壁となっている。こうした制度的・文化的に構造化された女性の脆弱性は、女性に対する暴力を温存させるとともに、女性への性的搾取の拡大にも結び付いている。さらに、男女間賃金格差が先進諸国の中でも高水準にある現状のもと、出産・育児・介護などによって離職や非正規・短時間就労に移行しがちな女性は、低い年金受給額と、それに起因する高齢期の貧困という、生涯にわたる不利益を余儀なくされている。また、外国にルーツをもつ女性、障害のある女性、セクシュアルマイノリティなど、社会的マイノリティの位

置に置かれる人々のニーズは、政策立案や統計上において十分に可視化されず、意思決定プロセスにおける当事者参画も依然として限定的である。

② ジェンダー・イノベーションの有効性

こうした構造的課題を解消し、ジェンダー平等を実現するためには、制度設計の初期段階からジェンダーの視点を組み込み、交差性の視点を体系的に反映させる必要がある。こうした視点から、現場レベルではジェンダー・センシティブなソーシャルワークの展開が求められている[34]。その点で、2024年度施行の「困難を抱える女性への支援に関する法律」は、女性が直面する複合的困難に包括的に対応するための法的基盤を整えた点で画期的である。厚生労働省社会・援護局に女性支援室が設置され、政府として基本方針を策定するなど、SDGsが掲げる目標を社会福祉の観点から政策的に実現するための枠組みも整備された。しかし、基礎自治体レベルでは、ジェンダーの視点を取り入れたソーシャルワークの必要性が十分に理解されておらず、実施体制や財源確保の面で依然として課題を抱えている。特に、地域に根ざしたソーシャルワークを担う女性相談支援員の多くが会計年度任用職員という不安定な雇用形態に置かれており、相談支援を担う専門職の雇用の安定と制度的基盤の強化は喫緊の課題である。

そこで、こうした諸課題に対応するための新たな制度設計の発想として、近年、発展しているジェンダー・イノベーション(gendered innovation)の枠組みに着目することは有効である。ジェンダー・イノベーションは、科学・技術・医療・環境を含む研究・イノベーションの領域において、性・ジェンダー・交差的分析を統合し、新たな発見と創造を促す取組であり、すなわち、「基礎研究及び応用研究のあらゆる段階に性差及びジェンダー分析を組み込み、新たな知識と技術の創出を促進するものである」と定義される[35]。この枠組みや発想を福祉システムに応用すれば、性差やジェンダーの視点を制度や統計の設計、政策評価の方法にまで反映でき、より包摂的で効果的な支援が可能になる。例えば、性差の視点からは、月経困難症や更年期症状が就労継続に及ぼす生理学的な影響を制度設計に反映できる。一方、ジェンダー分析からは、女性特有の健康課題を理由に休暇を申請しづらい職場環境や、育児や介護といったケア責任が女性に偏在している現状が浮かび上がる。ジェンダー分析を制度改善に活かすことで、こうした排除構造を可視化するとともに、職場環境の改革や管理職へのジェンダー研修など、制度と運用の両面からの対応を促すことが可能となる[36]。

③ 外国人介護労働者の受け入れと多文化共生

多様性の尊重は、2014年に採択されたソーシャルワークのグローバル定義に加えられた福祉の価値であり、近年及び今後の日本の新しい福祉システムの構築に重要な意味を持っている。人口減少が進み、生産労働人口が少

なくなる中、外国人労働者が増加している。特に高齢者介護の領域では人材不足は深刻であり、政府は従来の方針を変更して外国人の受け入れを拡大する方向に舵を切った。これは単なる労働力の補完としてではなく、福祉の現場における価値とイノベーションの創発の機会と捉えることができる。

高齢者施設では EPA (Economic Partnership Agreement) をはじめ複数のルートで海外から介護人材を受け入れており、外国人雇用の経験が豊富な施設では受け入れ体制を整えているところもある。他方、施設内での業務を超えた地域との交流や居住の支援については未だ十分行われていない[37]。外国人が地域の一員として尊重され、自立して、地域社会に受け入れられ、貢献できるような社会基盤の整備が求められている。このような取組は包摂的な社会の形成に寄与し、地域に新たな活力をもたらすイノベーションとなりうる。

2006 年総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」[38]では、地方自治体と国において検討すべき取組が記載されているが、実際には各自治体に任せられており、全体として国が整備しなければならない責務の具体的な言及はない。その後、2020 年には社会経済情勢の変化を受けて改訂され、多文化共生施策をより積極的に推進する必要性が示された。2022 年 6 月には「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」[39]が策定され、日本語教育、情報発信・相談体制、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、共生社会の基盤整備の 4 つの重点事項に沿って取組が進められている。2023 年からは毎年点検及び見直しが行われているが[40]、KPI やモニタリングの精度、地域間の支援格差、多言語対応の制度継続性等に課題が残っている。2024 年度の調査では、外国人支援のためのウェブページや取組等について、「知らない」と答えた在留外国人は 8 割を超えており、必要な支援・取組等では上位 3 項目は変わらず「言語」(57.7%)、「仕事」(47.2%)、「人種差別・機会平等・個人尊重」(39.2%) となっている[41]。

今後は数々の問題が指摘された技能実習制度が廃止され、2027 年度から段階的に育成労制度が施行される予定だが、外国人労働者の権利を保護し、適切な育成環境を整えることができるのか注視する必要がある。外国人介護労働者を受け入れている現場では前向きに受け止められているところが多いが[42]、多様性の受容は単なる制度的対応にとどまらず、現場で働くすべての人々の意識改革と実践の積み重ねが必要である。地域で共に暮らすには多様な文化や価値観を互いに学び合い、違いを尊重し合うことが必要である。具体的には外国人に限らず、人種、宗教、年齢、セクシュアリティ等、多様な人々への支援の枠組みを構築する必要があり、実際に支援にあたる専門職の養成も重要である。外国人介護労働者の受け入れを通じて、福

祉の現場における価値を再確認し、多文化の中で育まれる新たなケアの形を模索することは、福祉システムのイノベーションにつながるだろう。

4 空間・地域・制度のイノベーション

(1) 地域コモンズによる空間・建物・まちづくりと地域共生

① 福祉システムとしての空間・建物・まち

福祉システムの概念に空間・建物・まちづくりが盛り込まれることは、社会的関係性や制度が物理的に体現される「システムとアーキテクチャ」の関係において、福祉とケアの基盤を再構築する意義を持つ。インターネットをめぐる法規制を論じた L. レッシング (L. Lessig) は、人々の行動を規制する要素として、法律、規範、市場、アーキテクチャ (コード) を挙げる[43]。

構築された環境 (アーキテクチャ) はシステムとして人と社会のあり様を規定し、導く。T. インゴルド (T. Ingold) は、人間を生物社会的な存在 (バイオ・ソーシャル・ビーイングス) であると述べ[44]、相互浸透理論は人間と環境が相互に影響し合うことを人間存在とその理解の基盤に据える[45]。また、清水博は、物理的「空間」に意味と関係性の「場」が展開して「場所」となり、他者との関係性の中での自己、その相互の関係性である共同体は生命を持ち、生命は身体としての場所を必要とすると論じた[44]。

建築や都市のあり方は個人の領域の集積であるようでいて、それら (公/私の位置づけ) は政治的・社会的に決められている、システムである[47]。人がつくる構築物であり、人と共に在る空間・建物・まちは、人自身と、人どうしの関係をつくる。これを福祉とケアの観点から福祉のシステムに取り込み、相互に位置づけることが必要である。

② 社会構造と非ケア的空間の課題

経済や都市の社会構造は、福祉とケアを弱体化させる要因を孕んでいる。コモンズの消失や私有地への分断は共同体としての暮らし方や関係性の喪失につながる。住まいと社会的活動の場の分離や公共交通の不足は、他者との関係性を分断し、非福祉・非ケア的社会を助長する。居住地と就労地の分断は移動コストを個人に負わせ、社会的再生産の時間を搾取する。身体を持つ存在としての人間にとて、「身の置き所」や「身体の移動の空間」である建築や都市の空間が結局のところ生活と関係性の起点を成すことに立ち返り、共同体としての社会システムを強化することが、ボトムアップ型の「自分たちでつくる」社会システムとしてのインフォーマルケアの基盤となる。生産の領域にあっても、健全な人間関係がつくられ、休憩や創造ができる、ワークライフバランスが取れる働きやすい職場の構築が必要であり、経済的生産と社会的再生産の場が分断しない社会システムへと更新されることが期待される。

③ 地域包括ケア／15分都市／ウォーカブルな空間設計と地域資源

地域包括ケアは、高齢期の住まい方のみならず複合的なケアにアクセス可能なまちづくりの基幹的概念となる。徒歩や公共交通での都市生活への参加を重視する 15 分都市（徒歩や自転車、公共交通で 15 分以内に医療・介護・商業にアクセス可能なまちづくり）[48]や、歩行者優先で安全かつ快適に移動できる歩車共存・徒歩圏内に日常の外出先があり、健康・環境・経済・社会的つながりのバランスが取れたウォーカブルシティ[49]の概念と結び付き、福祉とケアへのアクセシビリティと自ら健康をつくるセルフケアのまちづくりにつながる。医療・福祉・介護・子育て支援等のハブであり、社会的な関係を得られる集まりの場所は多世代の関係を強化し、インフォーマルな互助関係を促進する[50][51]。

また、地域資源の活用は、福祉システムとしての空間・建物・まちづくりと、福祉・ケアを支える社会関係を強化する。地域の歴史や文化を反映した空間は、住民のアイデンティティや愛着を育み、シビックプライドを醸成し、共同体としての結束が強化される。また、共同体の維持・醸成の理由付け（モチベーション）ともなり、住民がまちを「自分ごと」として捉える意識を育てる。地域資源には、歴史的建造物、固有の景観やアート、グリーンインフラ（緑道、公園、街路樹など）、地域の伝統や文化イベントなどが含まれる。これらは、単なる物理的資産を超え、住民が「場所」として意味づけ、関係性を築く「場」として機能する。

④ 民間建物・敷地を地域コモンズとして開く

民間建物・敷地のオープンスペースを地域コモンズとして開放する取組は、都市のにぎわいや他者との関係の場をつくる。商業施設の広場や建物の足もと周り空間のオープンスペース化は、ウォーカブルなまちづくりに寄与し、予防医療や健康寿命の増進を促進する。まちの様々な使い手や住み手がまちの価値づくりや特徴づくりに参加することで建築・都市が福祉とケアを含む地域共生を支援する。直接的な経済合理性だけでなくまちの価値に寄与する姿勢は、「自分たち」の資産としての、福祉システムとしてのまちを意識させ、都市空間を共同体のコモンズとする。

15 分都市や地域包括ケアの展開は、技術的サポートや既存インフラの活性化と更新の機会、財政的介入、自治体部署や民間団体/個人の連携によって支援される。地域資源の活用や私有とされる都市の部分のコモンズ化は、既存の空間・建物に新たな価値を与える。こうした取組は単なる物理的環境の改善を超え、建築・都市・空間を福祉システムの中核に位置づけることで、地域共生を可能にする価値とイノベーションの創発を促す。

(2) 縦割り型福祉システムからの脱却とガバナンス

① 縦割り型福祉システムの課題

日本の社会福祉制度は、対象属性に応じて制度が細分化され、その運営は市町村を中心とする地方自治体において、制度ごとに所管部局が設置される形で展開されてきた。各制度は、法令に基づき、必要とされる基盤の整備が進められるとともに、具体的な実践が創出され、担当部局は、制度の目的達成に向けて、法令に則り、予算及び人的資源を配分し、事業の実施を直接的または委託によって遂行する。このような制度的枠組みにより、社会福祉援助は制度の規定に従属する形となり、制度と協働する自発的な社会福祉活動においても、制度的制約の影響を受ける構造が形成されてきた。また、家族や地域社会、職域といった中間集団の機能が弱体化し、社会の個人化が進行する中で、社会福祉制度が前提としてきた社会的関係性が喪失しつつある。

このような社会構造の変容は、制度設計に内在する前提との乖離を生じさせ、例えば「身寄りのない者」への対応といった新たな課題を顕在化させている。さらに、従来の制度的枠組みにおいて対象とされてこなかった属性、典型的には中高年層のひきこもりといった現象に対する支援の空白も深刻化している。加えて、複数の課題が一つの世帯内で同時並行的に発生するケース、例えば中高年のひきこもりとその親の介護が重なるような複合的課題への対応も、制度の縦割り構造の中では十分に機能していない。このような現状に対して、どのような「価値」に基づいた「イノベーション」が求められ、そこからどのような新たな福祉システムを展望することができるのかを「ガバナンス」という視点から検討する。

② 制度横断的なガバナンスの構築

縦割り構造に基づく社会福祉制度は、制度が適切に運営されればされるほど、その制度的枠組みの外に位置づけられる者や、制度の狭間に置かれる事例、さらには複合的課題を抱える世帯への対応が困難となるというジレンマを内包している。したがって、今後の福祉システムの展望においては、個別制度の適正な運用にとどまらず、制度横断的な視点を導入し、かつ多様な「民」の主体—市民、NPO、企業、地域組織等—との協働によるガバナンスの構築が求められている。ここでいうガバナンスは、政策過程に多様な主体が関与し、相互関係や交渉を通じた様々な問題に対して集合的な意思決定を図るプロセスやそのあり方のことをいう[52]。このような制度横断的な連携、及び制度と多様な「民」の主体との協働のプロセスは、制度の適正な運用を超えた新たな価値の創出や社会的イノベーションの萌芽を促す可能性を有していると考えられる。

③ 制度横断的な民の協働によるイノベーションの可能性

こうした制度横断的な福祉システムの構築に向けては、2015年に厚生労働省が公表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」を端緒として、2018年及び2020年の社会福祉法改正により、市町村が包括的な支援体制の整備に努めることが法的に位置づけられ、その推進方策として重層的支援体制整備事業が創設されるなど、制度的な基盤整備が進展してきた。こうした取組のなかでは、制度の枠組みを超えた「民」との協働による共創が各地で展開され、新たな社会的イノベーションが着実に生まれている。

例えば、愛知県豊田市においては、重層的支援体制整備事業の一環として、「とよた多世代参加支援プロジェクト」が、参加支援を担うプラットフォームとして展開されている。本プロジェクトでは、制度では対応が困難な個別ニーズに対し、参加法人・事業所が協議を重ね、それぞれの専門性や資源を活かしながら、社会参加の機会を創出する取組が行われている。参加事業所は、当初の38から2024年4月時点で90にまで拡大しており、社会福祉法人等の福祉関係者にとどまらず、福祉とは直接的な関係を持たない企業等も参画している点に特徴がある。さらに、個別課題への対応にとどまらず、参加事業所間の対話を通じて新たな取組を構想・創出する場として、「空想ファクトリー」と呼ばれる実践の場も運営されている[53]。

このような取組は、福祉分野内の連携にとどまらず、福祉という枠組みを超えた多様な主体の参加と協働による「共創」の実践と位置づけることができる。一方で、こうした制度の枠組みを超えた多様な「民」の主体との協働によるガバナンスの構築は、従来の縦割り型制度運営に慣れ親しんできた行政組織にとっては、制度的にも文化的にも異質であり、先進的な自治体を除けば、全国的な浸透には課題が残る。制度間連携や民間主体との協働を促進するための制度と「民」の協働による価値共創の場をいかに設計し、持続可能な形で運営していくかというガバナンスが今後の課題といえる。

④ 地域福祉の政策化と共創による福祉システムの再構築

近年、様々な福祉施策において、「民」の主体に対する役割拡大の期待が高まり、地域福祉の政策化と呼ばれる状況が広がりつつある。しかし、こうした期待が行政による一方的な活用、すなわち共創ではなく動員や、経費削減を目的とした競争的な資源配分にとどまる場合、民間主体による創造的なイノベーションは阻害される。自治体が対話と共創を基盤としたガバナンスを進めるには、主体間の権力関係や利害の葛藤に十分配慮しながら、参加と協働という価値に基づく場の設定と運営支援のあり方を制度的/実践的に検討する必要がある。こうした場は、新たなプラットフォームの創出に限らず、前項で示したような空間的な場（コモンズ）としての場における関

係構築や、既存の制度ごとに設置されている各種協議会の活性化、さらに行政内部での福祉分野を越えた部局間連携を通じて、他施策との協議の機会を接続していくことによっても、新たなイノベーションを生み出す重要な契機となりうると考えられる。

5 おわりに～新たな社会正義にもとづく福祉システムの共創と学術の役割～

従来、福祉の価値とイノベーションはそれぞれ個別には論じられてきたが、両者の関係性が統一的な枠組みで論じられる機会は限定的であった。このような現状を踏まえ、本報告では、福祉の価値とイノベーションの創発が、様々な実践分野、政策、理論の枠組みを横断しながら、多層的に展開している現状を明らかにした。そこでは、持続可能性、人間拡張、予防、当事者性、認識的正義、相互承認、支援付き意思決定、参加、ジェンダー平等、多文化共生、地域共生、コモンズ、包摂性、制度横断的ガバナンスといった福祉の価値が生み出されていることを指摘した。ただし、多くの取組が、試行的な段階にあり、それらの実装や普及を促すには、エビデンスのさらなる収集と、必要な財政的・人的資源の確保・投入が不可欠である。

さらに、これらのイノベーションの事例は、福祉における新たな「社会正義」の価値を創出する必要性を提起することを指摘したい。旧来の社会正義は、機会の平等を土台に資源配分の公正を図ってきたが、近年は文化的・関係的な不正義の是正を視野に、分配と承認・参加の統合が志向されている。その意味で、現代に求められる社会正義とは、資源配分の公正にとどまらず、個人が尊厳をもって生きる力（ケイパビリティ）と、差別や排除から自由に承認・参加できる条件の保障を含む多元的概念である。

しかしながら、このような社会正義を実現する条件の保障が十分に担保されていない現状もある。例えば、デジタルデバイドといった現象にみられるように、急速に発展する情報通信技術は、経済的、身体的、精神的、関係的な課題を抱える人々や地域を置き去りにし、新たな格差を生み出す危険性を孕んでいる。あるいは、新たな仕組みが開発・活用される現場において、当事者の存在や視点が十分に認識されず、差別や排除を助長する事態も生じうる。

本報告の結語として、こうした事態を防ぐために、福祉の価値とイノベーションの創発は、必要な財政措置や人的資源を担保し、市民や地域を啓発し、誰もが差別・排除されることなく、自由に承認・参加できる条件の保障を前提に展開される必要がある点を改めて指摘する。そのためには、創発のプロセスは、当事者をはじめ、関係する市民、社会福祉専門職、ボランティア、社会福祉施設・機関、研究・教育機関（者）、国、地方自治体、企業等による共創によってこそ推進可能であることを共通認識とする必要がある。またそこでは、共創の仕組みを開発・評価し、実装・普及するためにも、学術が果たす役割がさらに重要となる。

＜参考文献＞

- [1] 見田宗介 (1966) 『価値意識の理論——欲望と道徳の社会学』 弘文堂, p. 17.
- [2] 古川哲史 (1948) 『フランス倫理思想の研究』 小山書店, p. 226.
- [3] ハリエット M. バートレット著、小松源助訳 (1978) 『社会福祉実践の共通基盤』 ミネルヴァ書房 (Harriett M. Bartlett, 1970, *The common base of social work practice*, National Association of Social Workers.)
- [4] イルッカ・タイパレ編著 (2008) 『フィンランドを世界一に導いた 100 の社会改革』 公人の友社 (Ilkka Taipale, 2006, *100 sosiaalista innovaatiota Suomesta.*)
- [5] 広井良典 (2019) 『人口減少社会のデザイン』 東洋経済新報社.
- [6] 持丸正明 (2020) 「産総研人間拡張センターの取り組み」『日本機械学会誌』, Vol. 123, No. 1219, 26-29.
- [7] 清水博己, 青山朋樹 (2023) 「遠隔リハビリ向け多感覚 XR-AI 技術基盤構築に関する解説」『バイオメカニズム学会誌』, Vol. 47, No. 3, 155-159.
- [8] 産業技術総合研究所 SOMPO-産総研 RDP 連携研究ラボ (2024) 『介護現場におけるテクノロジーの効果的活用のための評価手法検討委員会最終報告書』.
- [9] 山野則子研究室 (2021) 『令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業 (厚生労働科学特別研究事業) コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究』.
- [10] 文部科学省 (2025) 『令和 6 年 (2024) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』
https://www.mext.go.jp/content/20251029-mxt_jidou02-100002753_1_4..pdf (令和 7 年 12 月 28 日参照)
- [11] 厚生労働省 (2025) 『資料 7 厚生労働省資料提出』 第 9 回子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議』
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9219343c-1a5f-40bd-b5b3-aa88e891dd71/5f623a63/20250916councils-kodomonojisatsutaisaku-kaigi-qnam0409-10.pdf (令和 7 年 12 月 28 日参照)
- [12] 厚生労働省 (2023) 「2022 (令和 4) 年 国民生活基礎調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/d1/14.pdf> (令和 7 年 9 月 28 日参照)
- [13] 大阪府・調査研究業務受注者 公立大学法人大阪大阪公立大学 (2024) 「大阪府子どもの生活実態調査」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/88177/houkokusho.pdf> (令和 7 年 9 月 28 日参照)

[14]内閣府（2021）「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」.

[15]文部科学省（2020）「スクリーニング活用ガイド」
https://www.omu.ac.jp/orp/ries-ssw/assets/20200327_mxt_kouhou02_2.pdf（令和7年9月28日参照）

[16]山野則子・小倉康弘・石田まり（2021）「見えない貧困、子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り—スクリーニングの可能性」『教育システム情報学会誌』38(1)、31-41.

[157]グッドデザイン賞(2023)「2023 グッドデザイン賞」(受賞番号 23G171310)
<https://www.g-mark.org/gallery/winners/19484>(令和7年9月28日参照)

[18]山野則子研究室・文部科学省委託（2025）「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究」.

[19]Tremblay, M. C., Martin, D. H., McComber, A. M., McGregor, A., & Macaulay, A. C. (2018) "Understanding community-based participatory research through a social movement framework: A case study of the Kahnawake Schools Diabetes Prevention Project", *BMC Public Health*, 18(1), 487.

[20]Wallerstein, N., & Duran, B. (2008) "The theoretical, historical, and practice roots of community-based participatory research", In M. Minkler & N. Wallerstein (Eds.), *Community-based participatory research for health*, Jossey-Bass, 25-46.

[21]Minkler, M., Wallerstein, N., & Hall, B. (2002). *Community-based participatory research for health*, Jossey-Bass.

[22] Williams, E. (2023) "How does co-production differ from patient and public involvement (PPI)?" *The British Journal of General Practice*, 73(737), 541.

[23]Skovlund, P. C., Nielsen, B. K., Thaysen, H. V., et al. (2020) "The impact of patient involvement in research: A case study of the planning, conduct and dissemination of a clinical, controlled trial", *Research Involvement and Engagement*, 6, 43.

[24]Horrocks, J., Lyons, C., & Hopley, P. (2010) " Does strategic involvement of mental health service users and carers in the planning, design and commissioning of mental health services lead to better outcomes?" *International Journal of Consumer Studies*, 34, 562-569.

[25]Grim, K., Tistad, M., Schön, U.-K., & Rosenberg, D. (2019) " The legitimacy of user knowledge in decision-making processes in mental health care: An analysis of epistemic injustice", *Journal of Psychosocial Rehabilitation and Mental Health*, 6, 157-173.

[26] Beresford, P. (2020) "PPI or user involvement: Taking stock from a service user perspective in the twenty first century", *Research Involvement and Engagement*, 6, Article 1.

[27] Razon, S., & Levin, L. (2021) "Shifting the focus inward: Israeli social workers' participation in decision-making and their inclusion of service-users in intervention-related decisions", *Health & Social Care in the Community*, 30(1), e1-e9.

[28] Hamann, J., Bühner, M., & Rüschi, N. (2017) "Self-stigma and consumer participation in shared decision making in mental health services", *Psychiatric Services*, 68, 783-788.

[29] James, K., & Quirk, A. (2017) "The rationale for shared decision making in mental health care: A systematic review of academic discourse", *Mental Health Review Journal*, 22, 152-165.

[30] ミランダ・フリッカー著、佐藤邦政・飯塚理恵訳 (2023) 『認識的不正義—権力は知ることの倫理にどのようにかかわるのか』勁草書房 (Miranda Fricker (2007) *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*, Oxford University Press).

[31] アクセル・ホネット著、山本啓・直江清隆訳 (2019) 『承認をめぐる論争 [増補版]—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局、129, 146, 173. (Axel Honneth (2003) *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp).

[32] 志村健一・永廣恆人 (2025) 「OriHimeに入り込む一分身ロボットでの就労に関するグラウンデッド・セオリー」東洋大学福祉社会開発研究センター編『福祉社会における新たな価値の創発と支援システムの構築ブックレット 5 分身ロボットを介した相互承認』39-52.

[33] 大沢真理 (2025) 『生活保障システムの転換—<逆機能>を超える』岩波書店.

[34] 横山登志子 (2025) 「ソーシャルワークにおけるジェンダー視点—構造的に声を奪われているクライエントにどう出会うのか」『ソーシャルワーク研究』3(1), 5-16.

[35] Schiebinger, L. (2014) "Gendered innovations: harnessing the creative power of sex and gender analysis to discover new ideas and develop new technologies, *Triple Helix*, 1(1), 9.

[36] 阿久沢悦子 (2025) 「非正規公務員は年度末に出産なら雇い止め? 当事者アンケートで不合理なマタハラが判明」生活ニューコモンズ
<https://s-newscommons.com/article/7791> (令和7年6月1日参照)

[37] 和氣純子・李善仁 (2024) 「外国人介護人材の受け入れと社会的統合・共生にむけた支援—施設種別、職種別にみる差異と要因」『人文学報—社会福祉学』

東京都立大学、40, 1-22.

[38] 総務省 (2006) 「地域における多文化共生推進プラン」
https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf (令和7年9月28日参照)

[39] 法務省出入国在留管理庁 (2022) 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html (令和7年9月28日参照)

[40] 法務省出入国在留管理庁 (2025) 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440741.pdf> (令和7年9月28日参照)

[41] 法務省出入国在留管理庁 (2025) 「令和6年度在留外国人に対する基礎調査」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001436042.pdf> (令和7年9月28日参照)

[42] 澤田有希子・大和三重 (2022) 「外国人介護労働者の受け入れ状況と組織支援体制の現状と課題—全国の特別養護老人ホームに対する質問紙調査を通して」『Human Welfare』関西学院大学、14(1), 91-104.

[43] ローレンス・レッシグ著、山形浩生・柏木亮二訳 (2001) 『Code—インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社 (Lawrence Lessig, (1999) *Code and Other Laws of Cyberspace*, Basic Books)

[44] ティム・インゴルド著、奥野克巳・宮崎幸子訳 (2020) 『人類学とは何か』みすず書房 (Tim Ingold (2018) *Anthropology: Why It Matters*, Polity Press.)

[45] 高橋博 (1997) 『相互浸透の社会学—環境と人間のダイナミズム』岩波書店.

[46] 清水博 (2000) 『場と共に創』NTT出版.

[47] 斎藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店.

[48] カルロス・モレノ著、矢作弘、大谷悠訳 (2025) 『15分都市の実践』学芸出版社.

[49] ジェフ・スペック著、松浦健治郎・石村壽浩・内田晃・内田奈芳美・長聰子・益子智之訳 (2022) 『ウォーカブルシティ入門 10のステップでつくる歩きたくなるまちなか』学陽書房 (Jeff Speck (2012) *Walkable City: How Downtown Can Save America, One Step at a Time*. Farrar Straus and Giroux.)

[50] エリック・クリネンバーグ著、藤原朝子訳 (2023) 『集まる場所が必要だ—孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学』みすず書房 (Eric Klinenberg (2018) *Palaces for the People: How Social Infrastructure*

Can Help Fight Inequality, Polarization, and the Decline of Civic Life, Crown.)

[51]西智弘 (2020) 『社会的処方—孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社.

[52]永田祐 (2021) 『包括的な支援体制のガバナンス—実践と政策をつなぐ市町村福祉行政の展開』有斐閣.

[53]平野隆之 (2025) 『福祉開発マネジャーは何を開発しているのか—社会参加の応援レシピ』全国コミュニティライフサポートセンター.

＜参考資料＞ 審議経過

令和 6 年

3 月 30 日 價値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会
(第 1 回、ハイブリッド開催)

分科会のテーマである「価値とイノベーションの創発による福祉システムの検討」について意見交換を行い、第一部、第二部、第三部の枠を超えて議論を深めていく必要性を確認した。

7 月 7 日 價値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会
(第 2 回、オンライン開催)

以下の 4 名の委員より発題がなされ、これらを軸に年度内にシンポジウムを開催することを決定した。

広井良典委員「福祉社会とイノベーション」

熊谷晋一郎委員「声が教えてくれるもの」

持丸正明委員「人間拡張技術と少子高齢化時代の介護サービス」

山田あすか委員「『わたしたちごと』としてのケアを建築
に、あたりまえに」

9 月 9 日～9 月 19 日

価値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会
(第 3 回、メール審議)

令和 7 年 1 月 11 日開催予定のシンポジウムのプログラムを審議、決定した。

照会期間：令和 6 年 9 月 9 日～令和 6 年 9 月 16 日

議決期間：令和 6 年 9 月 17 日～令和 6 年 9 月 19 日

令和 7 年

1 月 11 日 公開シンポジウム開催

「価値とイノベーションの創発による福祉システムの構築」

1 月 11 日 價値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会
(第 4 回、オンライン開催)

当日開催された公開シンポジウム「価値とイノベーションの創発による福祉システムの構築」の振り返りを行った。今後、アンケートの結果を分析し、今後の分科会活動の参考とする。

7 月 14 日 價値とイノベーションの創発による福祉システム検討分科会
(第 5 回、オンライン開催)

以下の2名の委員と2名の外部講師より発題がなされた。これらの報告をもとに3月にシンポジウムを開催することを決定した。

永田祐委員 「縦割り型福祉システムからの脱却とガバナンス」

大和三重委員 「外国人介護職員の受け入れと共生による新たな価値の創出に向けて」

志村健一氏 (東洋大学福祉社会デザイン学部教授)

「福祉社会における新たな価値の創発と支援システムの構築」

横山登志子氏 (札幌学院大学人文学部教授)

「ソーシャルワークにおけるジェンダー・センシティブ」

さらに、執筆中の報告書の内容について審議した。